

第29号議案

京都府教育委員会表彰規則の一部を改正する規則の制定について

京都府教育委員会基本規則第17条第1項第9号の規定により、別紙のとおり提出します。

令和2年7月14日

教育長 橋本 幸三

提出の理由

公立学校優秀教職員表彰については、京都府公立学校優秀教職員表彰規程に基づき教育長が被表彰者を決定しているが、表彰規程の内容を上位の京都府教育委員会表彰規則に統合することで、今後は教育委員会で被表彰者の決定を行うよう見直しを図るため、京都府教育委員会表彰規則について、所要の改正を行うものである。



京都府教育委員会表彰規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

公立学校優秀教職員表彰については、京都府公立学校優秀教職員表彰規程に基づき教育長が被表彰者を決定しているが、表彰規程の内容を上位の京都府教育委員会表彰規則に統合することで、今後は教育委員会で被表彰者の決定を行うよう見直しを図るため、所要の改正を行う。

2 改正内容

京都府公立学校優秀教職員表彰規程を廃止し、京都府教育委員会表彰規則に表彰規程の内容を統合する。(別表関係)

3 施行期日

公布の日から

京都府教育委員会表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年7月 日

京都府教育委員会

教育長 橋 本 幸 三

京都府教育委員会規則第 号

京都府教育委員会表彰規則の一部を改正する規則

京都府教育委員会表彰規則（平成14年京都府教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表の3の項中「京都府立学校教職員表彰」を「京都府公立学校教職員表彰」に、「府立学校に」を「府立学校並びに京都府内の市町村（京都市を除き、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）立の小学校、中学校及び義務教育学校（以下「公立学校」という。）に」に、同項キ中「カ」を「キ」に改め、同項中キをクとし、ウからカまでをエからキまでとし、イの次に次のように加える。

ウ 常に職務に精励し、その成績が抜群である者、組織又はグループ

別表の5の項中「府立学校並びに京都府内の市町村（京都市を除き、一部事務組合及び広域連合を含む。）立の小学校、中学校及び義務教育学校」を「公立学校」に、同項ア中「カ」を「キ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

